

質 疑 ・ 回 答 書

令和6年4月24日

| 発注番号 | 06-BA-1 | 件 名 | 生活保護システム用プリンタ賃貸借 |
|------|--|-----|--|
| No. | 質 疑 事 項 | | 回 答 |
| 1 | 仕様書 2.概要について、「現行プリンタの廃棄 8 台及びプリンタ内記録媒体の完全削除を含む。」とありますが、現行プリンタの引き取りのみで、廃棄証明は不要という認識でよろしいでしょうか。また、プリンタ内記録媒体の完全削除は現行プリンタに対してではなく、本件で新しく納品するプリンタに対して契約期間満了時に行うという認識でよろしいでしょうか。 | | <p>・現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。) 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。)</p> <p>・なお完全削除、物理的破壊については、新しく納品するプリンタに不揮発性の記録媒体がある場合にのみ行う必要があります。</p> |
| 2 | リース料は毎月払いで各月の翌月末までにお支払の認識でよろしいでしょうか。 例：6月1日リース開始の場合、初回は7月末までにお支払。2回目は8月末までにお支払。 | | <p>・概ね10日までに請求書をいただくと、その月末までにお支払いできる想定です。</p> |
| 3 | ・当社はリース会社であり、保守業務をするノウハウがないため、保守に関しては第3者に委託してもよろしいでしょうか。 | | <p>・本件の主たる目的である賃貸借については、受注者で行っていただく必要があります。ただし、それ以外の業務については、契約締結後に、受注者より発注者に対して、所定の様式(この「質疑・回答書」の末尾にあります。)により申請し、承認を得れば、第三者に履行させることができます。なお、関係法令を遵守した上で業務を行ってください。</p> |
| 4 | ・今後の新型コロナウイルス感染拡大と長期化により、物流遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となった場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。 | | <p>遅延が受注者の責めによらない場合は、協議します。ただし、落札後に判明した場合に限ります。この場合、指名停止、遅延損害金等の責めは負わないものとします。</p> |
| 5 | 仕様書 P.3 項番 4. 機器の仕様 給紙の項目にて、普通紙を 1000 枚以上給紙可能なこととありますが、拡張給紙ユニットを含めて 1000 枚以上でよろしいでしょうか？ | | <p>・お見込みの通り。</p> |
| 6 | 仕様書 P.2 項番 4. 機器の仕様 印刷方式にて、レーザー方式とありますが、「LED 乾式電子写真方式」及び「LED アレイ+電子写真プロセス」の機種でも問題ないでしょうか？ | | <p>・問題ありません。</p> |
| 7 | 仕様書 P.2 項番 2. 概要にて現行プリンタの記録媒体の完全削除とありますが、プリンタ本体で実行できる初期化作業でよろしいでしょうか？ | | <p>・現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。) 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。)</p> |
| 8 | 調達機器は「NEC MultiWriter 3M570」もしくは「Fujitsu Printer XL-9460」を予定していますが、仕様適合していますでしょうか？ | | <p>・適合しています。</p> |
| 9 | 現行プリンタ 8 台の廃棄につきまして、廃棄証明書・廃棄マニフェスト等、必要提出物はありますでしょうか？ | | <p>・現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。) 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。)</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | 書」の末尾にあります。) |
| 10 | リース期間内に契約解除があった場合は、残賃貸借料を一括でお支払頂ける認識でよろしいでしょうか。 | ・契約解除の要因が本市にのみ責のある場合はお支払することになると考えられますが、契約解除の際にはその発生事由に基づき協議させていただきます。 |
| 11 | (1) 保守内容 約 10 万枚で交換が必要になる定期交換部品の部品代、交換費用も保守の範囲に含まれますでしょうか。 | ・含まれます。 |
| 12 | 2. 概要 について 「現行プリンタの廃棄 8 台及びプリンタ内記録媒体の完全削除を含む。」との記載がございますが、現行機器 NEC : MultiWriter8450N には HDD オプションが追加されていますでしょうか。 追加されていない場合はデータ消去の対象となる記憶媒体はないのではないかと思います。 | ・ 現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。) 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) |
| 13 | 4. 機器の仕様 について 印刷方式はレーザー方式との記載がございますが、LED アレイ方式でも可能でしょうか。仕様を満たす富士通製プリンタは、LED アレイ方式となります。 | ・可能です。 |
| 14 | 現行プリンタおよび今回導入機器について、契約終了後に廃棄するのではなく、国の推進する 3R にもとづき適切に処分することでよろしいでしょうか。 | ・ 現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。) 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) ・新しいプリンタに不揮発性の記録媒体が搭載されている場合は、その記録媒体の物理的破壊および破壊証明書を提出ください。 |
| 15 | 今回提案予定の機器には、データ消去が必要な記憶媒体 (HDD・SSD) が含まれておりません。したがって賃貸借期間終了後のデータ消去作業およびデータ消去証明書の提出は不要の認識でよろしいでしょうか。 | ・その認識で間違いありません。 |
| 16 | 仕様書 3.納入期限、支払い方法、契約期間 (1) 納入期限と場所 感染症や天災を起因とする納期遅延、半導体不足等社会情勢による遅延等の不測の事態が発生し、納期遅延となった場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。 | ・遅延が受注者の責めによらない場合は、協議します。ただし、落札後に判明した場合に限ります。この場合、指名停止、遅延損害金等の責めは負わないものとします。 |
| 17 | 仕様書 3.納入期限、支払い方法、契約期間 (1) 納入期限と場所 エンドユーザとありますが、導入するプリンタは、生活福祉課様で使用するものではないのでしょうか。 | ・当課で使用するものです。設置場所は下記を想定しています。 大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 - 2 0 枚方市役所別館 1 F 生活福祉課 |
| 18 | 入札実施要領の「賃貸借物品」、仕様書 2.概要 現行プリンタの廃棄が記載されておりますが、廃掃法に基づき、貴市あるいは現行リース 会社様にて現行プリンタの廃棄とデータ消去を行っていただけないでしょうか。 | ・ 現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。) 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) |

| | | |
|----|--|--|
| 19 | 仕様書 11.その他 (4) データ消去は本件で導入するプリンタ 7 台のデータ消去の認識でよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・その認識で間違いありません。ただし新しいプリンタに不揮発性の記録媒体が搭載されていない場合は不要です。 ※仕様書 11(4)想定される台数を 7 台に変更します。変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) |
| 20 | 仕様書 11.その他 (5) 動産総合保険に関して、賃貸借期間が経過するごとに保険金額が低減する一般的な保険を付保する認識でよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・その認識で間違いありません。 |
| 21 | 入札に関して本件、単価契約とは関係ない認識でよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・単価契約とは関係ありません。 |
| 22 | 2. 概要：プリンタ内記録媒体の完全削除と書かれています。これは、納品するプリンタのことでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・納品するプリンタのことです。 |
| 23 | 4. 機器の仕様について：モノクロ・カラーの記載がありませんが、モノクロレーザープリンターでよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。 |
| 24 | 4. 機器の仕様について：A4 と A3 を同時給紙とありますが、2 段以上の給紙ユニットに搭載できるということでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。 |
| 25 | 4. 機器の仕様について：1000 枚以上給紙可能とありますが、1 段 500 枚以上で、2 段で、1000 枚以上となればよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。 |
| 26 | 4. 機器の仕様について：拡張給紙ユニット (A3 対応) とありますが、2 段目の給紙ユニットに A3 が搭載できればよいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。 |
| 27 | 4. 機器の仕様について：拡張給紙ユニットという呼称は、増設トレイのことを意味すると考えてよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。 |
| 28 | 4. 機器の仕様について：廃棄プリンタは、一ヶ所に集約されたものを搬出・廃棄すると考えてよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。 ・新しいプリンタに不揮発性の記録媒体が搭載されている場合は、記録媒体の物理的破壊および破壊証明書を提出ください。 |
| 29 | 6. 導入について：指定場所に納品のこととありますが、一括で 7 台を納品するということでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みの通り。 |
| 30 | 6. 導入について：梱包材を持ち帰ることはありますが、納品後すぐに梱包材を持ち帰るのででしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・納品後すぐでも、後日改めてどちらでも問題ありません。 |
| 31 | 6. 導入について：梱包材を持ち帰った後は、複数台の積み上げの保管はできませんが、よろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題ありません。 |
| 32 | 6. 導入について：各種提出書類は、指定のフォームはありますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定のフォームはありません。御社のフォーマットで問題ありません。 |
| 33 | 6. 導入について：提出書類を電子媒体での提出と記載されていますが、メールでの添付報告でもよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題ありません。 |
| 34 | 6. 導入について：本事業中は、PM を中心に・・・と記載ありますが、プリンタの納品・設定以外 | <ul style="list-style-type: none"> ・プリンタの納品、組み立て、設置、IP アドレスの設定、梱包材の回収 (当日、もしくは後日) |

| | | |
|----|---|--|
| | に何かありますか？ | を想定。ドライバのインストールやPCの設定等は当課が行います。 |
| 35 | 6. 導入について：リース期間が6年6月1日からとなっているので、納品は、5月末までと考えてよろしいでしょうか？ | ・お見込みの通り。 |
| 36 | 7. 配備：端末設置作業を行うこととありますが、プリンタ調達案件でどのようなことを想定されてますか？ | ・プリンタの納品、組み立て、設置、IPアドレスの設定、梱包材の回収（当日、もしくは後日）を想定しています。ドライバのインストールやPCの設定等は当課が行います。 |
| 37 | 7. 配備：指定した場所へプリンタを設置とありますが、本庁納品後に後日、プリンタの受注者による移動設置がありますか？ | ・ありません。下記に納品いただき、納品当日にプリンタの組み立て、設置、IPアドレスの設定、梱包材の回収（当日、もしくは後日）を想定しています。 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20 枚方市役所別館1F生活福祉課 |
| 38 | 7. 配備：受注者による移動設置がある場合に、本庁舎以外の設置場所は、何ヶ所ありますか？ | ・受注者による後日移動設置はありません。 |
| 39 | 7. 配備：プリンタドライバーインストール資材の提供とありますが、DVDによる提供でよろしいでしょうか？ | ・問題ありません。 |
| 40 | 7. 配備：利用する端末は、Windows パソコンのみと考えると問題ないですか？ | ・問題ありません。 |
| 41 | 7. 配備：IPアドレスをプリンタに設定とありますが、本庁での一括作業でしょうか？ | ・設置場所は枚方市役所別館1Fです。IPアドレスの設定は、設置場所で行っていただく想定ですが、IPアドレスを事前にお伝えし、設定を終えたプリンタを納品いただくことも可能です。 |
| 42 | 8. 保守：保守の範囲は、定期交換部品を含む保守でしょうか？ | ・定期交換部品を含みます。 |
| 43 | 8. 保守：保守については、メーカー保守パックの利用と考えるとよろしいでしょうか？ | ・その認識で間違いありません。 |
| 44 | 8. 保守：A4判表形式の保守サービス報告書の提出とありますが、保守会社指定の報告書でよろしいでしょうか？ | ・その認識で間違いありません。 |
| 45 | 2. 現行プリンタ8台の廃棄について、プリンタの所有権はどちらに有するものでしょうか？ また、当社は、産業廃棄物処理業者ではないため、いわゆる廃掃法の規定廃棄を受諾することができませんが、対応方法はございますか？ | ・ <u>現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。)</u> 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) |
| 46 | 2. 現行プリンタ廃棄に係り、貴市より、直接、当社指定先に廃棄の委託は可能でしょうか？ | ・ <u>現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。)</u> 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) |
| 47 | 2. 現行プリンタ廃棄に係り、貴市より、所有権を無償で、当社若しくは、当社指定先に譲渡は可能でしょうか？その場合譲渡書類を提出いただくことは可能でしょうか？ | ・ <u>現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。)</u> 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) |
| 48 | 2. 現行プリンタ廃棄に係り、記録媒体の完全削除に際して、データ消去証明は必要でしょうか？（譲渡した場合を除く：譲渡時は貴市にて | ・ <u>現行プリンタの廃棄は不要とします。(仕様書を変更します。)</u> 変更後の仕様書を添付します。(この「質疑・回答 |

| | | |
|----|---|--|
| | データ消去の上、譲渡をお願いできますか。) | 書」の末尾にあります。) |
| 49 | 契約約款第13条 万が一、翌年度の予算がつかず、契約が解除された場合、その時点の未経過リース料相当額は損害賠償額として支払って頂けるのでしょうか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、債務負担行為による契約となることから、予算については確保済みです。なお、発注者都合による解約については、契約条項第14条以降を参照ください。 ・なお、契約条項については、枚方市ホームページ（「入札・契約情報→入札契約制度→約款」内の「物品：2. 賃貸借」）を参照ください。 |
| 50 | 8. 保守費用は本契約に含まれるとの事ですが、保守の再委託は可能でしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件の主たる目的である賃貸借については、受注者で行っていただく必要があります。ただし、それ以外の業務については、契約締結後に、受注者より発注者に対して、所定の様式により申請し、承認を得れば、第三者に履行させることができます。なお、関係法令を遵守した上で業務を行ってください。 |
| 51 | 11-5. 機器に付保します動産総合保険についてですが、一般的な動産保険となり、重過失や地震、噴火、津波などの自然災害については保険対象となりません。また、保険金額は、物件納入価格をもとに、経過期間に応じて低減します。保険金額を限度としての補償となりますがよろしいでしょうか | <ul style="list-style-type: none"> ・その認識で間違いありません。 |
| 52 | 11-5. 動産総合保険の適用外事故（天変地異等）が発生し、物件が毀損・滅失した場合、本契約は解除となり、残賃借料をお支払い頂く認識でよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約条項第12条の8を参照ください。 ・なお、契約条項については、枚方市ホームページ（「入札・契約情報→入札契約制度→約款」内の「物品：2. 賃貸借」）を参照ください。 |
| 53 | 11-5. 保守費用とソフトウェアは動産総合保険の適用外で宜しいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書「8. 保守」の内容が満たされるのであれば、適用外であっても問題ありません。 |
| 54 | 11-4. 満了後の機器の引渡しの方法ですが稼働していない状態、配線関係は接続されていない状態のものが、1箇所取りまとめられ、引取るというイメージで問題ないでしょうか。分散の場合、設置先、設置状況（段差、エレベーター有無）をお示しいただけますでしょうか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・1箇所に取りまとめられ、引取るという認識で間違いありません。 |
| 55 | 11-4. データ消去時、もしくは引取時には、弊社社員の立会が必要でしょうか？委託業者での作業で問題ございませんでしょうか。またその場合、貴市職員の方は立ち会われますでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新しいプリンタに不揮発性の記録媒体が搭載されている場合は、記録媒体の物理的破壊および破壊証明書を提出ください。破壊証明書をいただけるのであれば、立ち合いは不要です。 |
| 56 | 11-4. 満了後のデータ消去については貴市施設内ではなく引揚後の作業でもよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新しいプリンタに不揮発性の記録媒体が搭載されていない場合はデータ消去不要です。 ・データ消去が必要である場合、枚方市施設内で行い、その後任意の場所で記録媒体の物理的破壊および破壊証明書を提出ください。 |
| 57 | 11-4. 満了後データ消去証明については、作業報告書については産業廃棄物として廃棄した「マニフェスト」の写しをまとめて1枚でもよろしいでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題ありません。 |

・仕様書変更に伴い、質疑の追加申請を下記のとおり受付します。
申請：令和6年4月30日（火）正午まで
回答：令和6年5月1日（水）午後1時よりホームページ（入札・契約情報→「質疑回答公表」）
※併せて制限付き一般競争入札実施要領についても変更しておりますのでご確認お願いいたします。

・また、入札期間及び開札日時についても下記の通り変更します。
入札開始日：令和6年5月2日 午前9時
入札締切日：令和6年5月10日 午後5時
開札日：令和6年5月14日 午前10時

ご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

枚方市 総務部 契約検査課

TEL：072-841-1345、FAX：072-841-2015

E-mail 送付先：keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp（工事）
keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp（委託）
keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp（物品）

生活保護システム用プリンタ貸借

仕様書

(令和6年4月 24 日修正版)

枚方市 生活福祉課

1. 件名

生活保護システム用プリンタ賃貸借(7台)

2. 概要

職員が利用する生活保護システム用プリンタとして、プリンタを賃貸借するものである。

3. 納入期限、支払い方法、契約期間

(1) 納入期限と場所

令和6年6月3日(月)までに「7. 配備」で示した内容を満たし、エンドユーザが問題なく使用できる状態に設定できたものを納入・配布すること。

(2) 支払い方法

毎月払い(57回)及び完了払い

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。リース期間は、令和6年6月1日から令和11年3月31日の58か月間とする。また、支払期間は、リース期間に沿うものとする。

※本契約期間満了時は1年以上等の期間を定めて、再契約の対応も可能であること。

※本契約時において再契約を確約するものではないことに留意すること。

※また、再契約時の保守の有無については別途協議とする。

4. 機器の仕様

| | |
|---------|-----------------------|
| メーカー | 富士通または NEC (他メーカーでも可) |
| 印刷方式 | レーザー方式 |
| 最大用紙サイズ | A3 |
| 印刷速度 | 44 枚/分 (A4 片面) 以上 |
| 両面印刷 | 対応していること |
| 給紙 | ・A4 と A3 の同時給紙が可能なこと |

| | |
|----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・普通紙を 1000 枚以上給紙可能なこと ・手差し印刷が可能なこと ※拡張給紙ユニット(A3 対応)増設すること |
| インターフェース | LAN(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 共用)接続に対応していること |

(1) 台数

プリンタ・・・7 台

(2) その他

- ・納品物は、発注時点での最新機種とし、新品であること。
- ・確認済みの機器の不具合については、納入前に通知しておくこと。
- ・各機器類の発熱や保守性を考慮すること。

5. 納品前検査

受注者は、予め納入する機器の仕様について発注者と協議を行い、納入する機器について承認を受けるものとする。

また、該当機器について発注者の求めがあった場合は検査成績書、各種チェックシート等を提出すること。

(1) 合否判定

- ・納入前検査の成績が本仕様書の規定に適合したとき合格とする。
- ・規定に適合しないときは、直ちに発注者と協議し、必要な要件を満たすように修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 検査場所

検査は、発注者が指定する場所において実施する。

6. 導入

(1) 全般

- ①受注者は、契約締結後速やかに発注者と導入に関する打合せを実施すること。

②受注者は、納入完了までの適切な時期に、次の事項について様式や内容、作成方針について発注者の承認を得て作成し、適時提出すること。下記以外で、本事業で必要となるものがあれば提出すること。

| 種別 | 紙媒体及び電子媒体 |
|----------|-----------|
| 機器承認願 | 1部 |
| 納入工程表 | 1部 |
| 作業体制図 | 1部 |
| 打ち合わせ議事録 | 1部 |
| 納品機器明細書 | 1部 |
| 作業報告書 | 1部 |

③本事業中は、プロジェクトマネージャを中心に発注者との打合せを定期的を実施し、納入工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理／課題管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。

④各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること。

(2) 納入作業

- ・発注者が指定する場所に納入すること。(本庁舎内作業部屋を予定)
- ・納入作業時間は、発注者と協議を行うこと。場合により、平日夜間ないし休日での納入の可能性のあることに留意すること。
- ・作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ・納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。
- ・作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。
 - 作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。
 - 作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、発注者と協議を行い受注者の負担で修復すること。

7. 配備

発注者が作成した手順書及び設定書に従い、職員が端末を利用できるように配備を行うこと。

(1) 作業場所及び作業時間

- ・端末設置作業は、発注者が用意した場所(枚方市役所本庁舎内)で行うこと。
- ・発注者が用意した場所での作業時間は午前9時から午後5時半までとする。
- ・設定作業に必要な機材類、OA タップ、LAN ケーブル、ハブ等は発注者が用意する。

(2) 作業内容

- ・発注者が指定した場所へプリンタを設置すること。
- ・受注者は発注者の使用している各 PC へのプリンタドライバインストール資材の提供すること。
なお、インストール作業については発注者が行う。
- ・受注者は発注者が準備する IP アドレスをプリンタに設定を行う。
- ・端末毎に発注者が指定する管理番号のシールを作成し貼付すること。

8. 保守

(1) 保守内容

- ・保守対象は、本体、両面ユニット、拡張給紙ユニット、電源アダプタとする。
- ・障害時は、発注者が問い合わせした翌開庁日の開庁時間内にオンサイト保守を行い、必要に応じて部品の修理、交換を行うこと。
- ・問い合わせ窓口は1つに集約すること。
- ・保守に係る経費は、機器の賃借料に含むものとする。(追加費用は支払わない)
- ・保守範囲は、通常見込まれるハードウェア保守の範囲(各部品(基盤・キートップ等)の交換作業・端末固有の初期不良対応等)とし、発注者過失による障害は保守対象には含まない。

(2) 保守対応

- ・保守連絡窓口は1ヶ所にし、連絡先を納入時に文書にて提出すること。
- ・障害連絡後、(1)に従い保守作業を行うこと。
- ・保守作業は障害が発生した機器を設置している場所において行うこと。
- ・A4 判表形式の保守サービス報告書を提出すること。様式については発注者と協議を行うこと。賃貸借期間中に様式を変更した場合は対応すること。

9. 情報セキュリティの提示

受注者は、下記のいずれか取得していることを証明する文書の写しを発注者に提示しなければならない。

- ①情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」認証
- ②プライバシーマーク認定

10. 機密保持

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

- ・受注者は、「個人情報の保護に関する法律」、「枚方市情報セキュリティポリシー」等、各関係法令等を遵守しなければならない。
- ・本契約に関する全ての関係者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「枚方市情報セキュリティポリシー」を遵守し、厳格な情報保護対策、滅失対策を講じること。
- ・別紙「個人情報保護に関する特記仕様書」の内容を順守すること。

(2) 秘密保持

受注者は、本業務作業に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず終了後も第三者へ漏洩してはならない。

(3) 目的外使用及び第三者への提供の禁止

受注者は、発注者が文書により承認したとき以外は、本業務に係る入出力資料及び記録媒体等(以下「資料等」という。)を本業務以外の用途に使用してはならない。又、本業務に係る資料等を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(4) 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者と協議した場合を除き、資料等を複写し、又は複製してはならない。発注者の許可を得て複写及び複製したときは、本業務の終了後、発注者と協議の後、直ちに複写及び複製した資料等を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(5) 保管場所

受注者は、機密情報を記した書面その他物件は、施錠できる場所に保管し、厳重に機密を保持しなければならない。

(6) 提供資料の返還

受注者は、資料等について、本業務終了後に発注者へ返還しなければならない。また、発注者及び受注者は、本業務に係る個人情報の授受に従事する者を指定し、当該個人情報の授受に際しては預り証を提出しなければならない。受注者は、本業務に係る個人情報を暗号化して、施錠できるケースに収納し、事故防止措置を講じた上で搬送しなければならない。

(7) 事故報告義務

受注者は、データの漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、又は本業務の履行において支障が生じた場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、発注者と協議により、解決しなければならない。また受注者は、事故への対応後、速やかに報告書を発注者へ提出しなければならない。

(8) 再委託の禁止又は制限

受注者は、個人情報の漏洩を防止する為、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、本業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を発注者に届け出て、発注者の承認を得なければならない。又、再委託を受けた者に対しても機密保持について、同様の義務を負わせなければならない。

(9) 損害賠償

受注者は、以上の事項に違反して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

11. その他

(1) 災害等のやむを得ない事情により、本機器の変更を必要とする場合は、予め発注者に申出の上、承認を得てから機器仕様の変更を行うこと。変更に際しては、変更理由及び変更事項等を記載した報告書を提出すること。

(2) 本仕様書に記載されていない事項は、その都度協議を行い、対応すること。

(3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、協議を行い、対応すること。

(4) 受注者は、契約期間満了後、以下に掲げる事項を遵守すること。

① 契約期間満了後、本賃貸借に係るすべてのデータを、保存領域の取り外し作業も含め

受注者の責において完全に消去すること。消去方式は受注者から提案し、端末に保有していた情報の機密性により、発注者が認めた方法で行うものとする。取り外し困難な場合については、都度協議を行うこと。

想定される消去方法は下記参考表のとおり。なお、対象の端末の機密性分類については発注者より指示する。

【参考】保有データの機密性分類別消去方法

| 機密性分類 | 破壊方法 | 想定される台数 |
|---|---|---------|
| (1) マイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記憶媒体 ※住基系: 社会保障、地方税、防災、戸籍事務等に関する情報システム及びデータ | 分解・粉砕・細断などによる物理破壊。 ただし、機密性分類(2)の②から⑤に規定する方法でのデータ消去を併せて実施する場合には、4点せん孔などによる物理破壊も認める。 | 7台 |

データ消去の際の作業場所および発注者の立ち合い可否について協議すること。なお、消去に要する機器一式は受注者にて用意すること。また、データ消去完了後、データ消去証明書を発行すること。

②賃貸借期間終了後、導入した機器一式は協議した期間内に撤去し、機器の廃棄が必要な場合は、受注者の負担で行うこと。ただし、再リース契約を結んだ場合はこの限りではない。

(5) 動産保険については、「ハードウェア」に通常の動産総合保険(火災・盗難・台風・風水害・雷等)を付保すること。

12. 担当部署

枚方市 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課

電話番号: 072-841-1453

第三者履行承諾申請書

(宛 先)
枚方市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日 付で賃貸借契約を締結した下記案件について、業務の一部を下記のとおり第三者に履行させたいので、契約条項第2条第2項の規定により承諾を申請します。

記

| | | | |
|--|--------|---|---|
| 案 | 件 | 名 | |
| 履行予定業者 | 所在地 | | |
| | 商号又は名称 | | |
| | 代表者職氏名 | | |
| | 電話番号 | | |
| <p>履行予定業者は、入札参加停止の措置を受けている有資格者ではありません。 また、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に規定する①入札等除外者、②所轄の警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る者及び③暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではありません。</p> | | | |
| 第三者が履行する業務の内容 (具体的に記載すること) | | | |
| 第三者が履行する予定量 | | | % |
| 第三者が履行する理由 | | | |
| 第三者履行予定金額 | | | 円 |
| <p>※500万円以上を再委託する場合(元請と再委託との再委託契約、又は再委託と再々委託との再委託間契約も含む。)は、別途、再委託業者による「誓約書」及び「役員等に関する調書」を委託担当課に提出すること (http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/PAN100.do?KIKAN_NO=0210&SCREEN_ID=PAN100&CONTROL_NO=021020130500020参照)。</p> | | | |

* 承諾を得て履行予定者となった者が、さらに第三者に履行(再々委託)する場合も同様に申請してください。
* 個人情報の取扱いを伴う業務の第三者履行の場合は、「個人情報の保護に関する特記仕様書」に掲げる必要事項を記載した書面についても提出してください。

上記のとおり承諾します。

年 月 日

発注者